

地図閲覧規約

国有財産情報公開システム（以下「本システム」という。）で利用する地図ASPサービス（以下「地図ASPサービス」という。）により提供される地図データ（以下「データ」という。）の閲覧前に、以下の規定を必ずお読み下さい。以下の規定は、本システムの閲覧者（以下「利用者」という。）と財務省とのデータの閲覧に関する条件となります。以下の規定全てにご同意頂けた場合のみデータを閲覧下さい。データを閲覧頂いた場合はご同意頂いたものとさせていただきます。

第1条（データの著作権および使用許諾）

データの著作権は株式会社ゼンリン、株式会社ゼンリンデータコムまたはこれらに権利を許諾する第三者に帰属します。財務省は、利用者に、利用者自身のご使用のコンピュータでのみ、データを閲覧する権利を許諾いたします。なお、利用者は、非営利かつ個人的使用目的でのみ、データを印刷出力して使用できるものとします。ただし、利用者はデータについて、これ以外のいかなる権利も取得するものではありません。

第2条（禁止事項）

利用者は以下の行為をすることはできません。

- (1) 前条で明示的に許諾される場合を除き、方法の如何を問わず、データの一部でも、複製（印刷を含む。）転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他の利用をすること。
- (2) 有償無償および方法の如何を問わず、データ（形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他利用物を含む）の一部でも、譲渡、貸与、使用許諾、送信その他第三者に利用させること。

第3条（保証）

利用者は、データは必ずしも利用者の使用目的または要求を満たすものではなくまた全て正確かつ完全ではないことおよび財務省はこれらがあってもデータの交換・修補・代金返還その他の責任を負わないことを了承するものとします。

第4条（地図A S Pサービスの停止等）

- 1．財務省は定期的に地図A S Pサービスを運営するサーバシステム（以下「地図A S Pサービスシステム」という。）の保守・点検を行う際、一時的に地図A S Pサービスの全部または一部を中断することができるものとします。
- 2．財務省は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に事前の通知をすることなく一時的に地図A S Pサービスの運営の全部または一部を中断することができるものとします。
 - （1） 地図A S Pサービスシステムの保守・点検を緊急に行う場合。
 - （2） 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、地図A S Pサービスの運営が不可能となった場合。
 - （3） 財務省が、運用上または技術上やむを得ず地図A S Pサービスの運営一時中断が必要であると判断した場合。
 - （4） 地図A S Pサービスシステムの障害等により、地図A S Pサービスの運営ができなくなった場合。
- 3．財務省は、財務省の裁量によって、地図A S Pサービスの運営を終了することができるものとします。

以 上